

令和4年第9回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年8月5日（金） 開会 午後1時30分
閉会 午後3時15分

2. 場 所 東区役所 5階研修室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
8番 岩重 隆弘 9番 下谷 邦代

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 西村 昌敏
主 事 山崎 智晴

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第18条の規定による許可申請について

- (5) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
- (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

- ・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用許可取消の専決処理について
- (6) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の取下げについて

- ・その他

- (1) 令和4年第6回広島市議会臨時会の報告について
- (2) 「所有地及び耕作地に関する申告書」の送付について
- (3) 農業委員会だより（令和4年夏号）について
- (4) 令和4年8月の現地調査日程について
- (5) 令和4年度第3回地区協議会の日程等について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和４年第９回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者はございません。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。本日の議事録署名者を指名します。

８番、岩重委員、９番、下谷委員、よろしくお願いします。

事務局（山崎主事）

審議に先立ちまして、議事日程の追加がございます。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の取下げについて、農地に係る報告事項の追加議案第６号として上程いたします。報告事項のときに説明いたします。

議 長（福島会長）

それでは、審議に入ります。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、１８件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請１８件について説明します。議案の３ページから６ページをご覧ください。

１番は、共有地の持分を取得するため、申請されたものです。

２番は、父から子への生前贈与のため、申請地を取得するものです。

３番は、高齢で耕作困難となった父に代わり耕作するため、子に使用貸借権の設定をするものです。

４番から７番、１０番から１２番、１４番、１６番から１８番は、規模拡大のため申請地を取得するものです。

８番、９番は農地経営の効率化を図るため、農地交換を行うものです。なお、本案件は６月総会で審議し、許可しましたが、申請者の一方が申請後に死亡していたため、同一農家世帯で後継ぎの子を申請者として再申請してきたもので、申請事由に変更はありません。

１３番は、新規に農地を取得するものです。米、野菜、ハーブなどを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

１５番は、農地付き住宅を探していた譲受人が、申請地を住宅と一緒に取得するものです。

これらの案件は、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番、山本委員。

山本委員

4 番、山本です。1 番につき、ご報告いたします。7 月 1 9 日に事務局の方と現地を確認いたしました。鍛冶山委員は後日確認いただいております。

所有者である兄妹の持ち分を取得する案件です。現地は畑で適切に管理されておりました。問題ないと思います。

議 長

2 番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2 番、鍛冶山です。去る 7 月 1 9 日、事務局 2 名と山本委員とで現地確認いたしました。親から子への生前贈与で、また、管理もしっかりしておりましたので、問題ないと思います。

議 長

3 番、4 番、浅元委員。

浅元委員

7 番、浅元でございます。7 月 2 1 日、上垣内委員、事務局職員 2 名と現地調査を行いました。

3 番の申請地は、父親が高齢で耕作困難となったため、子息が代わりに耕作をするため、農地の使用貸借権を設定する案件でございます。現地は適切に耕作されており、問題はないと思います。

次に 4 番の申請地は、譲受人は 3 番と同じです。所有者の居住地から遠隔で耕作が困難なため、申請地の近隣に居住する譲受人が経営規模拡大のため、農地移転の許可申請をされた事案であり、現地は適切に耕作されておりまして、問題はないと思います。

議 長

5 番、岩重委員。

岩重委員

8 番の岩重です。5 番の案件は、7 月 2 0 日に己斐委員、事務局職員 2 名と現地確認をしました。申請地は、草刈りがされており、きれいに管理されておりました。譲受人も申請地の徒歩圏内に住んでおり、野菜の栽培をされるということで、この申請は、問題ないと思います。

議 長

6 番、7 番、己斐委員。

己斐委員

3 番、己斐です。6 番、7 番について、令和 4 年 7 月 2 0 日水曜日、岩重委員と事務局職員 2 名とで現地の調査を行いました。

6 番につきましては、譲渡人は東京の方へ転出されておまして、この度譲受人が規模拡大のため、譲り受けて耕作を行う案件です。

7 番も、譲受人は同一でございます。譲渡人は高齢で後継者もおられないということで、以前から管理している譲受人に譲渡する申請でございます。

また、譲受人自己所有農地に畦で隣接しており、利便性が良く、今回経営規模拡大のため譲り受け、耕作を行う案件です。譲受人は 8 0 歳ではございますが、地元の宮司も務めており、人望も厚く、水稻や野菜づくりに努めておられ問題はないと思います。

議 長

8 番、9 番、高畠委員。

高畠委員

1 1 番、高畠です。7 月 2 0 日に沼田委員と事務局 2 名と現地確認をさせていただいております。8 番と 9 番をご覧ください。申請人同士の土地の交換ということでございます。それぞれの居住する土地に隣接する農地の交換ということで、農地の交換により色々な効率を図るため、ということです。現地は、9 番の譲受人の田んぼには水稻が作付けされております。また、8 番の譲受人の畑は、いつでも畑として利用できるように管理されているものであり、この交換については問題ないものと思います。

議 長

1 0 番から 1 2 番、沼田委員。

沼田委員

1 2 番、沼田です。1 0 番の案件は、譲受人の隣接地で問題はないと思われます。

1 1 番、1 2 番も譲受人が、ちょうど下限面積をクリアできる数字になりますので、問題はないと思います。

議 長

1 3 番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。13番について説明します。この件は、7月19日に私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。申請地は休耕地となっています。譲渡人は、遠隔地に居住しており、耕作することは困難なため、近隣に居住する譲受人が新規に農地を取得し、所有権を移転するものです。下限面積の1,000㎡もクリアしており、周辺農地等に被害を与えることもないと判断し、許可相当と認めます。

議 長

14番、15番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。14番の案件は、去る7月21日、奥田委員と事務局職員2名にて現地を調査いたしました。譲渡人は、町外居住であり、この度町内の農家が譲り受け、規模拡大されるということで許可相当で異議ございません。

次に15番の案件ですが、現地調査は、先の14番と同様でございます。譲受人は、現在65歳の方で、農地付きの古民家を探していましたが、この度、好物件の本件を求めたい意向、希望から、諸条件を整理し、申請されたものと推測します。これから先、湯来に移住され、農業をこよなく愛し、豊かな人生を謳歌されん事を願うところでございます。

議 長

16番から18番、児玉委員。

児玉委員

19番、児玉です。16番の案件は、7月21日木曜日、奥田委員、事務局職員2名とで現地確認しました。譲受人の農地と隣接している農地を取得する案件で、規模拡大で問題ないと思います。

17番、18番は、地域は違いますが、〇〇というところで譲受人が農地を〇〇㎡お持ちで、規模拡大ということで、申請地を4筆、譲渡人は両方とも甥になるので、その土地を購入されて規模拡大をされる案件です。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

沼田委員

ちょっと教えてもらっていいですか。3番の案件で、1反ほど親子で使用貸借権を設定されていますが、これはどういうメリットがありますか。普通なら相続を待たれるか、所有権の移転をすることが多いのではないかと思います。

が、使用貸借権というのは、何かそれに代わるメリットがあるのですか。

議 長

それでは事務局お願いします。

事務局（山崎主事）

申請人、譲受人の方に同じようなことを尋ねまして、生前贈与で所有権移転ではないですかということは確認させていただいたのですが、「経営上の名義を変えるのに使用貸借でいいのです。」と説明されたので、所有権移転ではないということは確認しています。

沼田委員

経営上の名義変更ですか。

事務局（山崎主事）

経営上の引継ぎをしていく上で、名義を変更していくのに、使用貸借権を設定したいということをしていました。

沼田委員

それをすると、以後どういうメリットになるんですか。もし、順番から言ったら親が87歳ですから、早く亡くなられ、相続が発生した時に、使用貸借権があったら相続が揉めないとか、相続税が免除になるとか、そういうことはないでしょうが、何かメリットがあるのかなと。ちょっとこれは勉強になるかなと思って聞いてみたのですが。

事務局（平木主幹）

特にメリットはなく、ただ経営主が、お父さんから息子に代わるということです。今度から何かあると、譲受人が経営主なので、そこへ書類がくるとか。そういうことで、特にメリットはないと思います。

沼田委員

別にメリットはないのですか。

事務局（平木主幹）

特にないと思います。使用貸借契約を結んでいたから、この方が相続するか。使用貸借権を設定しているからその人が相続を優先的にできるとか、そういうこともないです。

沼田委員

相続の時に、小作人がいたのと同じように、相続税が多少安くなるのかという

ことはないですか。小作権があるのと一緒でしょう。

浅元委員

息子さんが農業を経営されるということになるということは、確定申告とかが、今まではサラリーマンであったが、今度は経営者としての農業の申告をするというかたちの、税制上の有利な点があるのかなと。これははっきり分かりませんが。

沼田委員

一反百姓して、そんなに儲かるとは思えないのですが。よく分かりませんが。結構です。

議 長

個人の自由でやったということです。

沼田委員

まあそうでしょうけども、メリットがないのにやったというのは。相続とかは問題ないわけでしょう。

河野委員

アパート経営など兼業している人は、アパート経営の収入分と、農業所得の課税分で相殺できるからということ成り立つのではないですか。

沼田委員

そういうことなんですか。

議 長

いいですか。繰り返すようですが、今回は本人の意思ということらしいので、いいですかね。

沼田委員

はい。

議 長

それでは、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、18件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。

議案の7ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、隣接宅地にあった住宅を解体し、当該宅地と申請地を一体利用し、新たに住宅を建築しようとするものです。なお、申請書に記載された工事計画では、令和4年8月中旬の着工となっていますが、7月20日に現地調査を行ったところ、住宅の基礎部分に着手していたため、事務局から許可を受けるまでの間は工事を中断すること及び始末書の提出について代理人を通じて申請者に求め、申請者がこれに応じたため、現況は休耕としています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いいたします。

1番、高畠委員。

高畠委員

11番の高畠です。7月20日に沼田委員と、事務局2名と現地確認させていただきました。先ほど説明がありましたように、老朽化した居住を解体して、この跡地に木造住宅26坪を新築する予定です。土地が狭小のため、隣接する畑を宅地化するというございですが、先ほど説明がありましたように、事前着工がありましたので、注意喚起をしまして、始末書をいただいたところございします。現地を確認したところ、問題ないものと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について8件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の8件について、説明いたします。

まず、訂正がございます。議案番号3番について、転用事由「宅地」と書いてありますが、正しくは「雑種地」です。

議案番号4番について、権利内容「所有権」とありますが、正しくは、「賃借権」です。訂正いたします。申し訳ありませんでした。

それでは、議案の8ページ、9ページをご覧ください。

1番、2番は宅地への転用事案で、譲受人が申請地を譲り受けて、住宅用の敷地として利用するものです。2番は、譲受人の住居への進入路及び駐車場として利用するものです。

3番から7番は、雑種地への転用事案で、譲受人が申請地を譲り受け又は借り受けて、メダカの養魚場、駐車場、資材置場へ転用するものです。3番は、メダカの仕入れ卸業を営む譲受人が、新規にメダカの養魚場を始めるものです。4番は、譲受人の法人の理事長の親族から、法人の社用車及び社員用駐車場として利用しようとするものです。5番は、議案第1号議案番号15番との併用申請で、敷地内通路として利用しているものです。6番は、譲受人が駐車場へ転用し、譲受人の夫が代表を務める法人の駐車場として利用するものです。7番は、土木工事業を営む譲受人が、資材置場へ転用するものです。

8番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受けて、譲受人の自宅の擁壁を作り替えるとともに、境界を真っ直ぐに改めるものです。

4番、8番を除く申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

2番、及び5番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

1番、4番、及び8番を除く5件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

また、1番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第11条公告が本年6月28日付けでされており、農振法の第12条公告

により、農用地区域から除外されたことを確認した上で、農業委員会の会長名で許可することとなります。

4番、8番については、第1種農地に該当するため、本総会で承認されますと、8月18日（水）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得て、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認した上で、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で説明を終わります。

議 長

担当委員のご意見をお伺い致します。1番、2番、浅元委員。

浅元委員

7番の浅元でございます。7月21日に上垣内委員、事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番の申請地は、一般住宅用地及び駐車場として利用するものです。当該用地は、農振農用地、先ほども説明がありましたが、除外の手続き中です。農用地から除外されることについては、周辺地区への影響、農業振興上、特に問題はないということで、この住宅の建設等についても、問題はないと思います。

2番の申請地は、譲受人の宅地が手狭となったということで、宅地及び進入路に転用する目的で申請するものです。先ほど説明がありましたように、既に現地の状況は宅地及び進入路に転用されており、内容的には問題はないと思います。

議 長

3番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。7月20日に事務職員2名と現地調査しました。譲受人宅は申請地から30分程の場所にあり、また、養魚も販売先が決まっているということで、問題はないと思います。

議 長

4番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。4番について説明します。この件は、本年3月16日に農振農用地除外のため、私と職員2名で現地調査済みです。その時点では、申請地は休耕地となっておりました。今回は譲渡人が、駐車場として、譲受人へ賃借権を設定するものです。去る7月19日に申請地を再調査したところ、休耕地となっておりました。排水の接続も問題なく、周辺農地等に支障はなく、

許可相当と認めます。

議 長

5 番、吉田委員。

吉田委員

17 番、吉田です。5 番の案件ですが、7 月 21 日に奥田委員と事務局と調査しております。本件は、先ほどの 3 条申請の農地付き古民家の方で、畑を分筆し、利便性を高めたいということですが、整備、管理されておまして、異議ございません。

議 長

6 番、奥田委員。

奥田委員

18 番、奥田です。7 月 21 日に児玉委員と事務局 2 名と現地調査をいたしました。近くでクリーニング屋を営む夫の妻が譲受人となり、駐車場にするという案件ですが、周辺への影響は無く、問題はないと思います。

議 長

7 番、8 番、児玉委員。

児玉委員

19 番、児玉です。去る 7 月 21 日に奥田委員、事務局職員 2 名と現地確認しました。7 番につきましては、譲受人が、今回購入される休耕地の周りを以前にも取得されており、資材置場が手狭で増やすために、申請地を購入されるということで、問題ありません。

8 番については、休耕している譲受人宅の前の土地である、譲渡人の土地を購入されて、ブロック積みの擁壁を造るという件ですが、別に問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番、4番及び8番を除く、5件を許可することに決定いたします。

1番は、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

4番及び8番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たうえで、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、農地法第18条の規定による許可申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、農地法第18条の規定による許可申請について説明します。議案の10ページから16ページをご覧ください。

本案件は戦前からの賃貸借の解除を求め、賃貸人から許可申請された案件です。

議案の11ページをご覧ください。この賃貸借は、賃貸人の曾祖母の先代が、賃借人の祖父に、大正時代に口頭により賃貸借契約したもので、それぞれ代が代わっても賃貸借は継続されていました。

賃料については、平成23年まで年額〇〇円、平成24年は〇〇円、平成25年からは〇〇円となっていますが、平成26年からは申請人が賃料の受取拒否をしたため、賃借人が供託をしています。

また、本案件の小作地は、広島市農業委員会の小作地台帳には記載がされていませんでしたが、双方の申し出内容等から農地法が施行される以前からの小作地と認められるため、戦前からの小作地として取り扱われることになりました。

本申請にあたり申請人の主張は、次の三点です。

1. 市街化区域内にある第二種住居地域であり、不動産会社を通じて宅地として申請地を売却する計画があり、農地法第18条第2項第2号「申請地を農地以外に転用することを相当とする場合」に該当する。なお、申請地は不動産会社を通じて法人の購入希望があり、賃貸マンションの建築が予定されている。

2. 本市に築22年の賃貸アパートを所有しているが、建築後15年目に行うべき大規模修繕を行っていない。修繕積立は、日常的な修繕費用が嵩み、外壁塗装に必要となる修繕積立金がない。また、県外にある申請人の自宅のリフォーム・改装工事も考えており、売却代金はこれらの費用に充てる。

3. 立退料1,000万円を支払う予定である。

これに対して賃借人は、主に次の三点を申し立てています。

1. 季節野菜等を栽培しているが、出荷するなどして利益を得てはいないことは認める。

2. 近隣の子供たちへ収穫体験させたり、近隣住民や所属する消防団の団員の家族に配ったりすることで、地域における農地の重要性を啓発させている。このことは、農地法の目的である「将来における国民のための限られた資源であり、地域における貴重な資源である」にあたり、離作料はそのことに重きを置いた金額となるべきである。

3. 借地権の適正な評価として、相続税評価から算出した地価相当額に、耕作権割合5割を乗じて算出した3,656.1万円を下まわる離作料を前提とした農地法第18条許可は違法である。

続いて、12ページをご覧ください。

現地の状況についてです。前回の許可申請時には不耕作の状況でしたが、現在の状況はカキ1本、クリ2本、この他、複数の区画に分けて少量多品種を栽培されています。

次に申請地の農地の資産価値ですが、広島市の固定資産税評価額から計算した公示価格は約7,030万円、賃借人が、相続税路線価を基に計算した金額は、約7,300万円です。申請地は、市街化区域内の二種住居地域であり、住宅・マンション・店舗・事務所の建築が容易であります。

次に、近傍農地の状況についてです。賃借人の自宅は、最寄り駅から230mの位置にあり、周囲500mの近傍には農地は少ない状況ですが、賃借人の自宅から2km離れると、調整区域も対象となり、農地も点在します。

続いて、過去の経緯についてです。当該申請地での18条許可申請は、本案件で2回目となります。

1回目は、平成28年に不耕作を理由に農地法第18条許可申請を行い、農業委員会総会を経て広島市が許可しましたが、賃借人から許可処分の取消しを求めて提訴され、広島地裁において賃借人の主張が認められ許可処分の取消しとなりました。

この時の争点は、賃借人の不耕作が許可の理由である「信義に反した行為」に当てはまるかどうかでしたが、本件では農地法第18条第2項第2号、農地等を農地等以外のものにすることを相当とする場合の許可基準に該当するかどうかを判断していただくことになり、農地及び周辺の客観的状況、賃貸人の使用の必要性、転用計画の具体性・確実性、賃借人の耕作の必要性の項目に分けて説明したいと思います。

13ページをご覧ください。

農地及び周辺の客観的状況については、市街化区域内の第二種住居地域にあり、土地区画整理事業が行われた区域内であることから、宅地に適していると考えられます。

賃貸人の使用の必要性については、本市に築22年の賃貸アパートを所有しているが、築15年目に行うべき大規模修繕を行っておらず、修繕積立は、日常的な修繕費用が嵩み、外壁塗装に必要となる修繕積立金がない状態であり、県外にある申請人の自宅のリフォーム・改装工事も考えているなかで、売却代金はこれらの費用に充てると申し立てています。

転用計画の具体性・確実性については、申請地は不動産会社を通じて、賃貸マンションの建築用地として法人の購入希望を受けており、具体的な転用計画があると考えられます。

賃借人の耕作の必要性については、賃借人は、申請地から農業収益を得ておらず、これを解約したとしても生計に影響はないと考えられます。

そして、許可基準にある「賃借人の経営及び生計の状況並びに離作条件等からみて賃貸借関係を終了させることが相当と認め得られる場合」についてですが、申請者は、立退料として1,000万円を支払う予定としています。

賃借人が現状の耕作の継続を主張しており、離作にあたり補償は必要となります。しかし、広島市農業委員会の管内において、賃借人が主張する地価相当額に対する割合で離作料を算定する慣行は確認できていません。

14ページをご覧ください。

広島県内の農地法第18条許可にかかる裁判において、「処分行政庁が適正な離作料の額について検討することなく処分をしたものであるから、違法であり取消を免れない。」ことを理由に、解約申し入れの不許可処分を取消す判決がされていることから、本件においても離作料の検討は必須となります。

離作料を算定するにあたり、賃借人の損失について考えをまとめてみたいと思います。

今回の離作にあたり賃借人の失う権利は、農地を借り続ける権利と考えられます。農地法第17条では解約の更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件でさらに賃貸借したものとみなすがありますが、申請人も賃借人も相続した者であり、書き物もないため、期間の定めについて確認することができません。とすれば、現在の賃貸借契約は期間の定めのない契約と考えられます。賃貸借契約については、民法第604条の定めにより50年を超える契約はできないとされているものの、この規定は、新規に契約する場合の規定であり、「期間の定めのない契約」に変わったものについて適用すべきではありません。しかしながら、賃貸人からすると賃貸借契約が永年続くこととなり、あまりに酷であり、賃借人の損失を計算する上で何らかの基準を設けるとした場合、50年とすることが妥当と考えられます。

次に、補償の考え方ですが、①生産物に対する補償をする場合、②申請地と同面積の代替地の借り上げに必要となる額を補償する場合、③申請地から得ている利益の額を補償する場合の3つが考えられますので、それぞれを検討したいと思います。

①生産物に対する補償をする場合の考え方ですが、申請地で生産した野菜を出荷していないため、収益はない。賃借人は、自家消費するなどのため少量多品目栽培を行っており、単一品目を効率的に栽培している農家の反収を当てはめることは適切とは言えず、また収量も不明であるために生産した野菜の価値を算定することはできないと考えます。

②申請地と同面積の代替地の借り上げに必要となる額を補償する場合の考え方ですが、令和3年1月から令和3年12月までに広島市内の畑作で契約され

た賃貸借の平均額は、10aあたり14,400円/年であり、申請地の面積相
当に当てはめると概ね5,200円/年となります。賃借人の自宅から申請地ま
では概ね500mの距離があります。賃借人の自宅から500mの同心円状内
には、複数の農地が確認でき、700mの同心円状内であれば、申請地付近に
も農地が確認できます。しかし、これらは市街化区域内にあるため、平均値よ
り高額な賃借料が想定されるが、概ね2km程度の範囲で検討すれば市街化調整
区域の農地もあり、平均的な賃借料での代替地を検討することも可能な立地で
す。この場合、農地まで交通用具を使用することを前提とし、その費用を2km
から4kmまでの広島市役所日任用職員の交通用具を使用した通勤手当を用いて
算出すると100円/日×150日=15,000円となります。これに申請地
の面積相当の平均賃借料5,200円/年を足して、年間20,200円を代替地
の借り上げに必要な額とします。ただし、農地法の下限面積の要件を受けるた
め、代替地を借りる場合において1,000㎡以上を借り上げる必要があります
が、離作料の算定においては、申請地と同面積の代替地の補償をするものであ
ることから、申請地の面積を超える部分は、賃借人が追加で借りるもので、賃
借人の負担と整理します。

参考として、賃借人の家から1.7kmに市民菜園があり、ここを借りるとすれ
ば10㎡3,000円/年であり、申請地の面積に換算すると108,600円/
年となりますが、借りられる上限は5区画50㎡までであるため、今回の離作
料の算定から除外して考えられます。

③申請地から得ている利益の額を補償する場合の考え方ですが、賃借人は、
平均賃借料を大きく上回る〇〇円を払い続けており、高額な賃借料を負担して
でも賃貸借契約を維持したいと考えていると思われます。それは、申請地を家
庭菜園として利用し、家庭で消費したり、近所に配ったり、地域の子どもたち
へ農業体験の場として提供することが、賃借料に相応する価値があるためと考
えられます。賃借人が賃借料以上の価値があるとし、その補償を求めるとする
ならば、申請地を賃借することにより得られる利益を客観的に積算して示す必
要がありますが、それはありませんでした。

①～③による各離作料の額をそれぞれ算定すると、①は算定できない。②2
0,200円/年×50年=1,010,000円、③〇〇円/年×50年=〇〇円
となり、いずれも1,000万円の離作料で充足します。

最後に賃借人の主張する離作料についてですが、離作料について、賃借人か
ら地価相当額に、耕作権割合5割を乗じて算出した3,656.1万円の主張が
ありますが、過去の判例を参考に判断していきたいと思います。

15ページをご覧ください。「小作地に対して宅地並み課税がされたことによ
って固定資産税等の額が増加したことは、農地法第23条1項に規定する「経
済事情の変動」には該当せず、それを理由として小作料の増額を請求すること
はできないものと解するのが相当である。」。このことから、地価の値上がり益
を享受している農地所有者が、資産維持の経費とし税負担を担うべきであると
され、耕作者には賃借料としての負担は求められないとしていることから、耕

作者には不動産の価格上昇による税負担もなく、地価の値上がり益もないと考えられます。また、同判例の意見として、「市街化区域農地の賃貸借契約は、土地の使用目的が農地としての利用に限定されており、宅地に準ずる土地としての最有効利用が認められていない。この事実は、農地の賃貸借契約の解約に当たり賃借人に交付される離作料の額については、宅地の借地関係の終了に際して借地人に交付されるいわゆる立退料の算定方法とは異なった視点で考えるべきことを示しているのであり、知事が農地法20条2項2号ないし5号に該当するとして賃貸借契約の解約を許可する際に定める離作料の額についても、これらの事情が考慮されるべきものである。」と意見されていることから、単に地価相当額に借地権割合を乗じて求めることはそぐわない。

このことから、地価相当額に、耕作権割合5割を乗じて算出した3,656.1万円という賃借人の主張は、判例等から妥当性はないと判断します。

こうした状況は、農地法第18条第2項第2号「農地等を農地等以外のものにするを相当とする場合」に該当するものと思われます。また、離作条件としての1,000万円の支払は、妥当と思われます。

本案件について、総会で承認されますと、8月18日（水）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得て、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。この件は、平成28年に一度総会に上がり、皆さんの意見で許可を認めましたが、裁判の結果、却下されました。これは、農地法第18条第2項第1号での農地等の賃借権の解約の許可についてでしたが、この度は、農地法第18条第2項第2号での農地等を農地以外のものに使用するというので、また申請がありました。これをどう判断するかということで、山本委員も含めて事務局と話をし、農地法第18条第2項第2号であれば、良いのではないかという結論に達しました。これは皆さんに諮っていただいて、どういう意見が出るか分からないですが、両方とも弁護士がついております。その弁護士の上申書で意見がありましたが、私としては、今回は農地法第18条第2項第2号で農地以外のものに使用するため、解約したいという申請者の意見が、認められると考えています。前は農地法第18条第2項第1号での解約の許可ということで、賃借人が信義に反した行為をしたということで、当時現地を見に行って、ほとんど耕作していない状況だったので、許可相当と総会でお諮りしました。今回、現地は、一応は耕作しており、サツマイモなど作っています。それを、消防団の団員の皆さんに配ったり、近所に配ったりということで売買はしておりません。それらのことから判断した場合、離作料について

の様々な意見があろうかと思いますが、1,000万はむしろ多いのではないかと考えています。賃借人の3,500万円くれというのは弁護士からの言い分で、これが妥当かどうかというのは裁判によって決まるということになります。

私は農地法第18条第2項第2号については、許可申請は認めていいという判断をしました。

議 長

ただいま鍛冶山委員からありましたが、これは大変難しいと思いますが、皆さんから意見がありましたらお願いします。

下谷委員

ちょっと教えてもらいたいのですが、戦前貸借というのは、そのまま返さなくてもいいという条件というか、両者が合意して解約するのはいいけど、無理矢理やめさせるということは出来ないというのがありましたよね。

事務局（西村主事）

事務局から説明いたします。一旦賃借権が成立した農地については、合意解約、もしくは18条の許可を得ないと、解約の手續きが出来ないとなっておりますので、今回許可がされれば、解約の方に進んでいきます。

吉田委員

詳しく説明いただいたと思いますが、なかなか理解出来ないですね。鍛冶山委員、事務局で調査をして、また色々と精査されて、今回、農業委員会としての判断になるのですが、担当の鍛冶山委員が判断されて、農業委員が異議あるか異議ないかということだと思いますが、異議なしという意見になりますよね。

これについては、かなり慎重に双方の弁護士、意見を期待していますよね。それで担当委員が、そのように判断されれば、それ以上の判断は難しいと思います。

鍛冶山委員

どちらも弁護士がついておりまして、どちらも言い分があります。こちらが正しい、こちらが正しくないというのは提訴されれば裁判官が決めることと思っております。ただ、今回の農地法第18条第2項第2号での申請は認めざるを得ないと思います。リフォームするとか、売却する相手が決まっているとか、そうしたことから、農地法第18条第2項第2号に反していないという判断です。前回は農地法第18条第2項第1号で、作物を作っていない、これは信義に反するということで許可しましたが、裁判になり、敗訴となりました。今回は農地法第18条第2項第2号について、許可申請があり、内容について不備はなく、認めざるを得ないと思います。

議 長

いいですか。

吉田委員

はい。

議 長

それでは、今の農地法第18条の規定による許可は、許可するのか、不許可とするのかということについて、判断をしていただきたいと思います。今担当の鍛冶山委員が意見を言われたように、許可することについて異議がないということでもいいですか。

吉田委員

「異議なし」とも言い難いところですよ。

議 長

難しい判断ですが、許可相当としてもよろしいでしょうか。

吉田委員

白黒どっちかということであれば、真ん中はないでしょうから。

議 長

どっちにするか決めないといけません。許可か不許可かどちらかにしてもらわないといけません。

吉田委員

会長、もう一度皆さんに諮ってください。異議あるかないか。

議 長

この件に異議あるかどうか、皆さんどうですか。

佐藤委員

全然分からない状況で、「異議あり」「なし」の判断をと言われても、ちょっと難しい。事務局にお聞きしたいのですが、今言われた農地法第18条第2項第2号で許可申請があったら、これは申請を受けるしかないという状況にあるのですか。

事務局（西村主事）

今回は第18条第2項第2号に当てはまっているか、いないかという、その

判断です。事務局としては、今まで集めた資料等から審査した結果、特に不許可に当たるところはないと思っています。農業委員会としては、あくまでも法的に当てはまるか、当てはまらないか。もし当てはまらないということになると、「ここが不許可の理由です。」ということを示す必要があります。

佐藤委員

ということは、事務局としては、この申請は妥当なものと判断されているということですね。今までもそうですが、議案にあがってきたものを、基本的には、ダメよと言えないですね。

事務局（西村主事）

言えます。この資料の中で、「ここが当てはまらない」という指摘があれば、それを基に不許可ということになって、その方向で進むことになります。

佐藤委員

すみません。私も判断しかねます。

議 長

もし今、不許可と判断された場合は、不許可の理由をまとめて審議事項を終了することになる。そこを皆さんに判断していただきたい。確かに難しいとは思いますが。許可するか、許可しないか判断しなければならない。

吉田委員

先ほどから申し上げるように、鍛冶山委員がご担当の地区で、許可相当と意見を言われています。そうしますと、許可相当と判断していいのではないですか。

議 長

それでは結論を出します。異議がないので、許可相当と判断いたします。

続きまして、離作条件ですが、申請者からは立退料1,000万円の支払予定があるとされています。事務局から離作料の算定について説明がありましたが、それを参考に離作条件が妥当であるかどうかについてご意見がございますか。離作料1,000万円が妥当かどうかを判断していただきたいと思います。賃借人は3,656.1万円で、申請人は1,000万円です。

河野委員

最終的に、離作料で提訴されれば、裁判で1,000万円にするのか、3,656.1万円にするのか。間をとって1,500万円にするのか。裁判の結果が出る。先ほど事務局が説明したことに対して、「いや、ここは納得できない。」というところがあれば反対をすればいい。そういうところが見当たらないとい

うことであれば、一応農業委員会としては賛成せざるを得ないのではないですか。

議 長

では、この1, 000万円も妥当であると認めることでよろしいですか。農業委員会としては、1, 000万円が妥当ということで判断してよろしいですね。

(委員：意見なし)

事務局（西村主事）

農業委員会として、色々と検討した結果、この離作料1, 000万円が妥当かどうか。それで妥当ということになれば、1, 000万円を条件に許可をするということになります。双方で意見が食い違っていますので、そのことについて異議があれば、法廷での争いになる可能性はありますが、それはまた別の話になってきます。あくまでも農業委員会としては、農地法第18条第2項第2号について、当てはまるか、当てはまらないか。1, 000万円が妥当かどうか、という判断をしていただきたいと思います。

議 長

ありがとうございました。そういうことなので、やはり農業委員会が判断しないといけません。それ以外に質問等ございますか。

下谷委員

この年数の50年というのは、どのような基準で50年ですか。

事務局（西村主事）

更新の時に、地主さんから何もないければ、農地法では「不利な条件は全部除いて、同条件で継続する」という規定がありまして、それで言うと、期限の定めというのは不利な条件になりますので、それを取り除いた同条件で契約というのが現状の状態となっています。

今回農業委員会が50年と主張しているのは、「民法に定められた最大の賃貸借契約の期間が50年」というのがありまして、期間の定めが無いものに対して、何か10年、20年、と設けるとした時に、参考になるのは民法の上限である50年ということで、その年数にしております。

他の判例であれば、10年で計算したり、20年で計算したりという年数が裁判例で出てくるのですが、いずれも事務局で調べてみて、根拠としてなるものがなさそうでしたので、何らかの根拠を求めて民法の上限を使っているということになります。

議 長

これは大変に難しい問題ですけれども、一応結論は出さないといけません。

吉田委員

もう一つお聞きします。10ページの、申請番号1番の枠の下に「許可申請の目的」で賃貸借の解除で立退料は1,000万円と書いていますね。そのページの一番下に書いてある、「離作料1,000万円は、補償として充足する」と同じことですか。

事務局（西村主事）

はい。同じことでして、そして今回は立退料で揃えるべきです。申請書には「立退料」という名目で1,000万円を払う予定と書いてありますので、申請人としては、1,000万円の「立退料」という認識であります。

吉田委員

くどいですが、離作料の1,000万円は、それに充足するということではないですね。

事務局（西村主事）

はい。

吉田委員

先ほどから何度も申し上げますが、鍛冶山委員と事務局のご判断で、これを整理されているわけですから、それ以上のことはありません。

議 長

それで皆さんよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

それでは、本案件については、8月18日（水）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得て、農業委員会の会長名で許可することにいたします。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。議案の16ページをご覧ください。

本案件は、太陽光発電設備への転用目的で、令和3年6月8日付けで農地法第5条の許可を受け、所有権を取得したものです。申請人は、所有権移転後に太陽光発電設備を建設する予定でしたが、長引く新型コロナウイルスの感染拡大や、世界的な半導体不足による生産遅延の影響で慢性的な供給不足が続いており、部材の調達がままならない状況に加えて、昨今の異常な円安下では、想定を上回るコスト増となってしまう採算が合わないため、履行延期承認申請があったものです。

以上で説明を終わります。

議 長

それでは担当委員のご意見をお伺いします。1番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。1番について説明します。この件は、昨年6月8日に農地法第5条の規定による許可を得て、申請人が太陽光発電を建設する予定でしたが、長引く新型コロナウイルスの感染症拡大等で事業の履行が困難となり、工事完成予定を令和5年12月15日まで延期するものです。本年7月19日に、私と河野委員、及び事務局職員2名で現地を再調査しました。申請地は休耕地となっており、履行延期はやむを得ないものと思います。

議 長

それでは、その他ご意見ございますか。

(委員：意見なし)

沼田委員

これは、もししないとなったらどうなるのか。太陽光発電が出来ませんよ、ということになった時にはどうなるのですか。

議 長

説明をお願いします。

事務局（西村主事）

もし仮に出来なくなったということで、その事業を継続する別の会社が出てくれば、5条の許可申請で再度、良いか悪いかを判断することになります。また、中止、全く事業をしない、ということになった時には、例えば別の工事、別の目的で使う、または個人が取得するということであれば、それに基づいて審査をします。個人が農地で使うということになれば、3条の許可申請で審議することになりますし、また別の用途であれば、5条ということになってきます。

沼田委員

ですから、所有権移転が終わっているのでしょうか。

事務局（平木主幹）

所有権が移転しているので、もしこの法人が出来なくなったら、やりようがない。うちとしては、やってくださいという指導しかないのですが、もう所有権移転していて戻らないので、許可自体もそのままです。取り消しも出来ませんし、そのままになります。うちは指導していきます。

沼田委員

どうにもならんということですね。それでは、他のところでも。太陽光に限らず、許可申請して、農地を買って「ああだから出来ない」「こうだから出来ない」と言って引っ張っていたら何とかなるという考え方にもなる、ということですか。

事務局（平木主幹）

そういうのも中にはあります。ただ、税金は、農地の税金でなくなり、高くなりますので、ずっとそれを払っていくかということ、それも大変なので、そこは転用者が考えることです。

沼田委員

申請を出した時点で、もう農地ではなくなるからということですか。

事務局（平木主幹）

そうです。農地を持っていたても、固定資産税評価が農地ではなくなりますので、高いです。

上垣内委員

こういうことはよくあると思いますが、そうすると、周りの者は迷惑になりますよね。例えば、私の地域でも田んぼが休耕田になっているのですが、ずっと耕作しなかったら山林化します。そうすると、環境面、いわゆる景観なども考えたら、何か縛りがあれば、維持をしてくれとか、伐採してくれとかということが言えると思いますが、そういうことが言えますか。

事務局（西村主事）

指導はしていくことになります。転用しなさい、管理しなさい、と言います。

沼田委員

履行延期というのは、何回でも出来るのですか。

事務局（平木主幹）

期限が来て、「そろそろ期限です。どうですか。」と言ったら、また出すかも分からない。理由があれば、承認せざるを得ない。

沼田委員

はい。分かりました。

議 長

農業委員会としては、出されているのだからどうしようもない。

佐藤委員

もし、面積が面積なので、熱海のように残土をどんどん積まれてみたいなのが、もし起こった場合は、どこかがチェックするのですか。

沼田委員

宅地開発指導課でしょう。

佐藤委員

どこかがチェックするシステムがあれば心配ないのですが。

事務局（西村主事）

残土が積もったということになったら、当然土砂埋め立ての許可が必要になってきますし、登記地目が田畑であれば、当然農業委員会の許可が必要となります。

佐藤委員

今回の案件は、もう農地じゃないですよ。そこへ残土が積まれてみたいなのが起った場合、どこが、きちんとそれをコントロールしてくれるのが心配なんです。

事務局（西村主事）

今、登記地目は田畑です。転用が完了して、その後に地目変更となりますので、それまではずっと農地法の制限を受けることになります。

佐藤委員

では、農業委員会がチェックするということですか。

事務局（西村主事）

はい。埋め立ての許可が出た時には、転用の目的が違うということで、適正

に処理するように指導しますし、それがなされないと、埋め立ての許可も出来ないということになります。

佐藤委員

分かりました。

議 長

その他、意見等ございますか。

意見がありましたが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか。②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか。③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか、などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の17ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

以上で説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員のご意見をお伺いします。1番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。去る7月19日事務局職員、また、山本委員とも一緒に現地を確認いたしました。ご本人も夫婦で来られて、説明を聞きましたが、几帳面にきちんと作っておられ、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第5号の専決処理94件及び追加議案第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の取下げ1件について一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（18ページから21ページ）の26件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（22ページから30ページ）の50件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請（31ページ）の6件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出（32ページ）の11件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用許可取消（33ページ）の1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

続きまして、報告第6号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の取下げ1件について説明します。1枚ものの別紙をお配りしております。

本件については、令和4年第8回農業委員会総会の農地に係る審議事項 議案第5号において審議・決定した新規分49件、継続分13件、計62件の内、新規分の議案番号19番について、農用地の所有者が本件公告日である同年7月29日以前の4月に死亡したため、借受人から安佐北区農林課に、同氏との利用権設定申請を取り下げる旨の連絡があり、これを受けて7月28日付けで安佐北区農林課から農業委員会事務局あてに本件取下げについて依頼があったものです。

なお、本件農用地については、相続人と借受人との間で改めて利用権設定を行う予定です。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

報告第1号から第6号まで説明がございましたが、何か質問等ございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないようなので、報告事項を終了致します。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局（小路次長）

資料1の1ページをご覧ください。令和4年第6回広島市議会臨時会について報告いたします。

7月29日から8月2日まで開催されました令和4年第6回広島市議会臨時会の農業関係質疑について、令和4年度広島市一般会計補正予算第4号のうち、物価高騰に伴う農業者への支援について、本会議常任委員会で質問がありましたので、その要旨についてご報告いたします。

7月29日の本会議の質疑では、中区の馬庭議員から質問がありました。「肥料・飼料は外国に依存しており、この1年応援金として補助しても来年も先行きは不透明である。農業、畜産を継続させていくためにも循環型農業をはじめとする新たな手立てを早期に考えておかねばならないと考えるがどうか」との質問がありました。これについて経済観光局長が、「安定した農業経営を継続するためには、肥料や飼料の高騰による生産コストの上昇、農産物の品質や生産量の低下などのリスクを低減していく必要があると考えている。肥料については、引き続き土壌分析に基づいた肥料の適正使用による化学肥料の使用量削減を促すとともに、本年度より新たに、家畜ふん等の活用を検討するため、市内の水田等複数箇所で鶏ふんを肥料として使用する試験を行っている。飼料については、使用量の大きな削減や他のものに切り替えることは困難なことから、より効率的、効果的な餌やりの方法の指導を行うことにより、コスト削減を支援する取り組みに力を入れていきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、中段のあたりになりますけれども、8月1日にありました常任委員会での質疑の主なものについてご報告いたします。いずれの質問も農政課長が答弁をいたしました。

安佐南区の碓氷委員の質問につきましては、応援金の支給金額は令和3年度の販売額に応じて算定されるものですが、これについて、「各農業者はどのように販売額を申請するのか」との質問があり、「農業振興協議会に申請書を提出する際に、前年の確定申告書等の販売実績が分かる書類を添付してもらうこととしている。」と答弁しました。

次に「野菜や水稻など複数の種類を生産する農業者への応援金の支給はどのようになるのか。」との質問があり、「野菜や水稻等の応援金の区分ごとの販売額に応じて支給金額の算定を行い、合計額を支給する。」と答弁し、「応援金支給のスケジュールは

どのようになるのか。」との質問については、「応援金は2回に分けて支給することとしており、1回目は9月から11月頃、2回目は2月頃支給する予定としている。」等と答弁しました。

次のページになりますが、中区の馬庭委員からは、「市内複数箇所で鶏ふんペレットの試験を行っているとのことであったが、どれくらいの箇所で試験を行い、実用可能となるまでの見通しはどうか。」との質問があり、「水稻については計5箇所、小豆については計10箇所、広島菜については1箇所の合計16箇所で試験研究を行っている。実用可能の見通しについては、試験研究を始めたところであり、水稻であれば秋以降に収量を詳しく調査し、その結果をもって今後の可能性について検証していきたい。」と答弁しました。報告は以上です。

事務局（山崎主事）

続きまして、配付資料3ページ、資料2をご覧ください。「所有地及び耕作地に関する申告書」の送付についてです。

1, 000㎡以上農地を所有している方などを対象に毎年8月に農地の耕作状況を調査しております。申告書を、7月29日（金）に生産区長宛てに送付し、農家に直接送付するものは8月3日（水）に送付しました。また、生産区の中に市街化区域がある生産区及び直送分には、広島市農政課が作成した生産緑地制度のチラシを同封しております。

また、お配りしていますとおり、広島市農業委員会だより（令和4年夏号）が完成しました。こちらは、「所有地及び耕作地に関する申告書」に同封し、各農家へ配布するほか、区の農林課、公民館等で配布しますので、ご参照ください。

続きまして、令和4年8月の現地調査日程についてです。6ページ、資料3をご覧ください。16日（火）の午前は旧市、午後は安芸区、17日（水）の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日（木）の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

最後に、令和4年度第3回地区協議会について説明します。7ページ、資料4をご覧ください。下の表のとおり、日時は、8月22日から9月13日までの間で各地区予定しております。内容は、遊休農地に関する措置の概要、推進委員の活動について等々を予定しております。また、活動記録簿について、8月までの記録簿を、9月5日（月）までにご提出をどうかお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

佐藤委員

資料1の1ページで、常任委員会と市議会の報告ですが、まだ何にも通知がないので、農家から聞かれた時に返事のしようがないのですが、どのように対

応したらよいですか。

事務局（小路次長）

物価高騰に伴う農業者支援についてですね。この後研修会があり、農政課の方が概要程度にはなろうかと思いますが、話をさせていただく予定です。

佐藤委員

分かりました。

議 長

その他ございますか。

下谷委員

9月5日までに出すのは、全部ですか。4月から8月までをまとめた一覧表を出せということですか。

事務局（山崎主事）

毎月の活動記録簿を9月5日までに、まだ出されていない方は、出してくださいというお知らせでした。活動記録簿です。

議 長

それでは、次回の総会は、令和4年9月5日（月）午後1時30分から、東区区役所3階第4・5会議室で行う予定です。また、この後本日は15時30分から東区役所5階講堂で農業委員、推進委員合同による研修会がありますので、よろしくお願いします。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

色々ご意見あると思いますけれども、長時間の審議大変お疲れ様でした。この後また研修会もありますので、また皆さん、頑張って聞いていただきたいと思います。

本日は大変お疲れ様でした。